

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事から、令和4年3月11日付けで包括外部監査人柴田博康氏から提出のあった令和3年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

令和5年3月30日

長野県監査委員 田口敏子
同 西沢利雄
同 青木孝子
同 佐々木祥二

- 1 監査の対象となった事件名
住宅施策に関する財務事務の執行及び長野県住宅供給公社の経営管理について
- 2 措置の内容等

項目	区分	記載ページ	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
【連帯保証債務履行請求書の送付】 履行催告書及び連帯保証債務履行請求書の書式について	結果 (指摘)	149	履行催告書の書式は様式第6号によるものとされ、連帯保証債務履行請求書の書式は様式第7号によるものとされている。しかしながら、確認できた範囲では、履行催告書については1地区において、連帯保証債務履行催告書については3地区において、異なる書式が用いられていた。 このような状態となっている背景として、システムが様式第6号、様式第7号に対応していない点があげられるが、両様式とも電子データで作成・提供されているのであるから、それを修正して使用する必要がある。	様式に対応できるよう令和5年度にシステム改修に着手する予定です。
【連帯保証債務履行請求書の送付】 システムの改修・更新について	結果 (指摘)	150	システムが徴収要領の規定に対応していない。 そのために、徴収要領とは異なる書式が使用されるか、不要な事務を行わざるを得ない結果となっている。 システムを稼働させている以上、その改修・更新を行い、徴収要領とシステムとが運用実態として一致する状況を作る必要がある。	徴収要領と連動できるよう令和5年度にシステム改修に着手する予定です。

監査委員事務局